第六十二条の三第十二項中「法令の規定」の下に「及び地方法人税の申告又は還付に関する地方法人税法その他地方法人税に関する法令の規定」を加え、同条第十三項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十三条第一項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、同条第二項第一号中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第七項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十五条の三第一項第四号中「又は独立行政法人国立科学博物館」を「、独立行政法人国立科学博物館又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするもののうち政令で定めるものに限る。）」に改める。

第六十五条の四第一項第八号中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項第十号中「第七十三条第一項」を「第百十八条第一項」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、「規定する都市再生整備計画」の下に「又は同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画」を、「当該都市再生整備計画」の下に「又は立地適正化計画」を加え、同項第十三号ロ中「第四十一条第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同項第二十二号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二　建築物の耐震改修の促進に関する法律第五条第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第七条第二号又は第三号に掲げる建築物であるものに限る。）に該当する決議要除却認定マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百九条第一項に規定する決議要除却認定マンションをいう。以下この号において同じ。）の敷地の用に供されている土地等につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業（当該マンション敷地売却事業に係る同法第十三条に規定する認定買受計画に、決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同項第一号に規定するマンションに関する事項の記載があるものに限る。）が実施された場合において、当該土地等に係る同法第百四十一条第一項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画（同法第百四十五条において準用する同項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のもの）に基づき同法第百五十一条の規定による同法第百四十二条第一項第三号の分配金を取得するとき又は当該土地等が同法第百二十四条第一項の請求により買い取られたとき。

第六十五条の四第一項第二十五号中「第十三条の二第二項」を「第十六条第二項」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（」を「農地利用集積円滑化団体等（」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が」を「農地利用集積円滑化団体等が、」に、「又は一般財団法人」を「若しくは一般財団法人である同法第十五条第二項に規定する農地利用集積円滑化団体である場合又は同項に規定する農地中間管理機構」に改め、同条第二項及び第三項中「又は第二十二号」を「、第二十二号又は第二十二号の二」に改める。

第六十五条の七第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号の上欄中「取得が」を「取得を」に、「譲渡が」を「譲渡を」に改め、同号の下欄を次のように改める。

既成市街地等以外の地域内（国内に限る。以下この表において同じ。）にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置（農業及び林業以外の事業の用に供されるものにあつては次に掲げる区域（ロに掲げる区域にあつては、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域を除く。）内にあるものに限るものとし、農業又は林業の用に供されるものにあつては同項の市街化区域と定められた区域（以下第三号までにおいて「市街化区域」という。）以外の地域内にあるものに限る。）	イ　市街化区域のうち都市計画法第七条第一項ただし書の規定により区域区分（同項に規定する区域区分をいう。）を定めるものとされている区域 ロ　首都圏整備法第二条第五項又は近畿圏整備法第二条第五項に規定する都市開発区域その他これに類するものとして政令で定める区域

第六十五条の七第一項の表の第二号の下欄中「特定資産（土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう。次号から第六号までにおいて同じ。）」を「土地等（その面積が上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該法人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地等に隣接する土地等に限る。）、建物、構築物又は機械及び装置」に、「当該法人の上欄に規定する事業」を「農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた法人（第七号において「認定農業法人」という。）の農業」に改め、同表の第三号の上欄を次のように改める。

三　次に掲げる区域（以下この号において「航空機騒音障害区域」という。）内にある土地等（平成二十六年四月一日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となつた日のいずれか遅い日以後に取得（贈与による取得を除く。）をされたものを除く。）、建物又は構築物でそれぞれ次に定める場合に譲渡をされるもの イ　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区（同法第八条第一項若しくは第九条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合 ロ　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第一項に規定する第二種区域（同条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合 ハ　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第一項に規定する第二種区域（同条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合	

第六十五条の七第一項の表の第三号の下欄中「特定資産」を「土地等、建物、構築物又は機械及び装置」に改め、同表の第四号を削り、同表の第五号の上欄中「次に掲げる区域（以下この号において「都市開発区域等」という。）及び誘致区域」を「過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域（同項に規定する過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い同法第三十三条第一項の規定に基づいて新たに同法第二条第一項に規定する過疎地域に該当することとなつた区域その他政令で定める区域を除く。以下この号において「過疎地域」という。）」に改め、同欄のイ及びロを削り、同号の下欄中「都市開発区域等内にある特定資産（上欄のイに掲げる区域内にあるものにあつては、農業及び林業以外の事業の用に供されるものに限る。）」を「過疎地域内にある特定資産（土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう。次号及び第六号において同じ。）」に改め、同号を同表の第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　都市再生特別措置法第九十五条第一項に規定する都市機能誘導区域（以下この号において「都市機能誘導区域」という。）以外の地域内にある土地等、建物又は構築物	都市機能誘導区域内にある特定資産で、当該都市機能誘導区域内における同項に規定する誘導施設等整備事業に係る同法第九十九条に規定する認定誘導事業計画に記載された同項に規定する誘導施設において行われる事業の用に供されるもの